

多古町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成 29 年 7 月 1 日策定

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

多古町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び多古町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年多古町条例第 23 号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、多古町においても、多古町個人情報保護条例（平成 16 年多古町条例第 2 号）において同等な定めをするほか、管理体制を含む管理規程及び取扱マニュアルを整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する次に掲げる法令等を遵守する。

ア 番号法

イ 番号利用条例

ウ 多古町個人情報保護条例

エ 多古町個人情報保護条例施行規則（平成 16 年多古町規則第 6 号）

オ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）

カ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）

キ 多古町特定個人情報等の取扱いに関する管理規程（平成 29 年 7 月 1 日訓令第 9 号・教育委員会訓令第 4 号・選挙管理委員会訓令第 2 号・監査委員会訓令第 1 号・農業委員会訓令第 1 号・固定資産評価審査委員会訓令第 1 号・議会訓令第 1 号）

ク 多古町情報セキュリティポリシー

ケ その他関連する法令等

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集、保管、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務の範囲内で適正に収集、保管、利用及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託及び再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき多古町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する管理体制を含む管理規程及び取扱マニュアルを継続的に見直し、その改善に努める。